

第 6710 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 25日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 売上割引、仕入割引の消費税の取扱い

**Q** : 売上割引や仕入割引は、消費税ではどのような取扱いになりますか？

**A** : 次のような取扱いになります。

### 【解説】

消費税の取扱いでは、課税売上に対する返品、値引き、割戻しに係る消費税額は、課税標準額に対する消費税額から控除されることになっています。

そして、この場合の控除されるものには、返品、値引き、割戻しのほか、売上割引や販売奨励金なども含まれることとなっています。

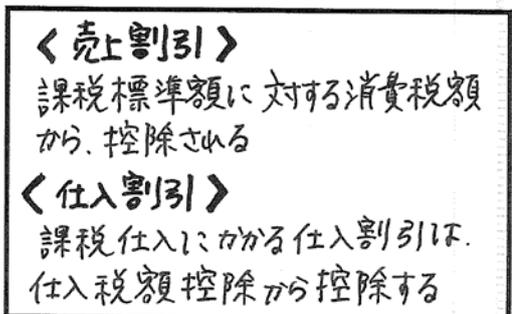
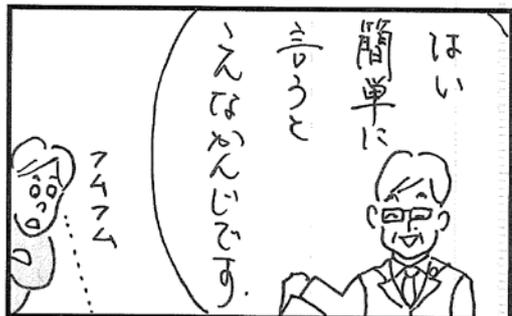
このようなことから、売上割引については、原則として、その金額に7.8/110を乗じた金額を課税標準に対する消費税額から控除することになります。

なお、非課税売上に対する売上割引については、税額控除をすることはできませんが、この場合には、課税売上高の計算において、非課税売上から控除して計算することになります。

### 【仕入割引】

課税仕入に対する返品、値引き、割戻しにかかる消費税額は、課税仕入等の税額から控除することとされており、仕入割引や販売奨励金収入もこの対象に含まれることとなっています。

したがって、課税仕入にかかる仕入割引は、仕入税額控除から控除することになります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】